

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 180)

(表面)

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書 第 号		
① 外国銀行等の	本店又は主たる事務所の所在地 名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地 名 称	
<p>③</p> <p>上記の者は、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第6号に掲げる国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p>平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印</p>		

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
 - この証明書は、所得税法第161条第6号に掲げる国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子（以下「貸付金利子」といいます。）の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
 - この証明書を貸付金利子の支払者に提示して源泉徴収の免除を受ける場合には、必ずその支払者の氏名又は名称及び住所、事務所、事業所その他の貸付金利子の支払の場所を帳簿に記載して保存してください。
なお、源泉徴収の免除を受けた貸付金利子は、この証明書の交付を受けた国内にある支店等の所得に算入しなければなりませんから注意してください。
 - この証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた貸付金利子が、国外の納税地にある本店、事務所、事業所等にあてて支払われる場合には、その貸付金利子の支払を受ける都度、国内の納税地にある事務所等に対しその貸付金利子の金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を通知し、かつその支払を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載してください。
 - この証明書の交付を受けた後、次に該当することとなったときは、遅滞なく証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を添付してください。
 - 国内に事務所等を有しなくなり、または事業を廃止するなど、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件又は租税特別措置法第42条の2に規定する外国法人に該当しなくなったとき
 - 本店若しくは主たる事務所又は法人税の納税地にある事務所等の名称又は所在地を変更したとき
 - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
 - この証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
 - この証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとする場合には、この証明書の有効期限のおおむね1か月前に、新たな証明書の交付申請書を提出してください。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
 - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
 - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う貸付金利子については、源泉徴収の免除はできません。
 - この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - 有効期限を経過したとき
 - 証明書を提示した者について、税務署長が租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件に該当しなくなった旨等の公示を行ったとき

15. XX 改正

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 175)

(表面)

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書 第 号	
① 外国銀行等の	本店又は主たる事務所の所在地 名 称
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地 名 称
<p>③</p> <p>上記の者は、租税特別措置法第42条の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第6号に掲げる国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p>平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印</p>	

13-07

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
 - この証明書は、所得税法第161条第6号に掲げる国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子（以下「貸付金利子」といいます。）の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
 - この証明書を貸付金利子の支払者に提示して源泉徴収の免除を受ける場合には、必ずその支払者の氏名又は名称及び住所、事務所、事業所その他の貸付金利子の支払の場所を帳簿に記載して保存しておいてください。
なお、源泉徴収の免除を受けた貸付金利子は、この証明書の交付を受けた国内にある支店等の所得に算入しなければなりませんから注意してください。
 - この証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた貸付金利子が、国外の納税地にある本店、事務所、事業所等にあてて支払われる場合には、その貸付金利子の支払を受ける都度、国内の納税地にある事務所等に対しその貸付金利子の金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を通知し、かつその支払を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載してください。
 - この証明書の交付を受けた後、次に該当することとなったときは、遅滞なく証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を添付してください。
 - 国内に事務所等を有しなくなり、または事業を廃止するなど、租税特別措置法第42条の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件又は租税特別措置法第42条の2に規定する外国法人に該当しなくなったとき
 - 本店若しくは主たる事務所又は法人税の納税地にある事務所等の名称又は所在地を変更したとき
 - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から租税特別措置法第42条の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
 - この証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
 - この証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとする場合には、この証明書の有効期限のおおむね1か月前に、新たな証明書の交付申請書を提出してください。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
 - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
 - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う貸付金利子については、源泉徴収の免除はできません。
 - この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - 有効期限を経過したとき
 - 証明書を提示した者について、税務署長が租税特別措置法第42条の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件に該当しなくなった旨等の公示を行ったとき